

平成 2 9 年 6 月 1 9 日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第 7 1 号議案 平成 2 9 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	1
---	---

第 7 1 号議案

平成 2 9 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,864,679,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		159,507,243	134,404	159,641,647
	2 国 庫 補 助 金	40,950,158	134,404	41,084,562
13 繰 越 金		500,000	45,407	545,407
	1 繰 越 金	500,000	45,407	545,407
15 県 債		245,357,000	73,000	245,430,000
	1 県 債	245,357,000	73,000	245,430,000
歳 入 合 計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 労 働 費		5,990,195	20,000	6,010,195
	1 労 政 費	2,085,737	20,000	2,105,737
6 農 林 水 産 業 費		23,122,614	232,811	23,355,425
	1 農 業 費	8,011,412	83,745	8,095,157
	3 畜 産 業 費	1,424,027	99,863	1,523,890
	4 林 業 費	4,260,725	49,203	4,309,928
歳 出 合 計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

第2表 地方債補正

追 加		(単位 千円)		
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
寄 居 林 業 事 務 所 施 設 整 備 事 業	24,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
秩 父 高 原 牧 場 基 盤 整 備 事 業	26,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	75,000	(補正前に同じ。)		

平成 2 9 年 6 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司